

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B
	人	人	人	人	人	人	人
産業計	269,066 (257,939)	63,848 (61,387)	101,365 (98,967)	229,061 (221,741)	7,830 (7,152)	24,345 (21,894)	40,005 (36,198)
農、林、漁業	314 (278)	46 (43)	119 (114)	211 (200)	22 (17)	59 (44)	103 (78)
鉱業	136 (138)	34 (32)	62 (72)	130 (136)	0 (0)	6 (2)	6 (2)
建設業	7,455 (7,276)	2,078 (2,000)	3,140 (3,144)	7,296 (7,144)	34 (27)	91 (78)	159 (132)
製造業	103,309 (100,981)	25,539 (24,927)	36,714 (36,308)	87,792 (86,162)	2,936 (2,841)	9,645 (9,137)	15,517 (14,819)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,364 (3,401)	882 (881)	1,517 (1,548)	3,281 (3,310)	8 (10)	67 (71)	83 (91)
情報通信業	11,278 (10,612)	3,270 (3,022)	4,474 (4,331)	11,014 (10,375)	61 (50)	142 (137)	264 (237)
運輸業	17,647 (16,729)	3,722 (3,548)	8,454 (8,400)	15,898 (15,496)	263 (179)	1,223 (875)	1,749 (1,233)
卸売・小売業	39,130 (37,687)	8,522 (8,365)	14,221 (13,941)	31,265 (30,671)	1,319 (1,149)	5,227 (4,718)	7,865 (7,016)
金融・保険・不動産業	18,261 (17,932)	5,005 (4,890)	8,126 (8,021)	18,136 (17,801)	21 (23)	83 (85)	125 (131)
飲食店・宿泊業	6,035 (5,797)	920 (937)	1,662 (1,695)	3,502 (3,569)	521 (476)	1,491 (1,276)	2,533 (2,228)
医療・福祉	22,160 (20,394)	5,234 (4,916)	7,330 (6,723)	17,798 (16,555)	839 (798)	2,684 (2,243)	4,362 (3,839)
教育・学習支援業	3,484 (3,331)	969 (915)	1,441 (1,438)	3,379 (3,268)	23 (12)	59 (39)	105 (63)
複合サービス事業	3,887 (3,884)	880 (852)	1,693 (1,762)	3,453 (3,466)	83 (83)	268 (252)	434 (418)
サービス業	32,583 (29,499)	6,741 (6,059)	12,402 (11,470)	25,884 (23,588)	1,700 (1,487)	3,299 (2,937)	6,699 (5,911)

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③障害者の数			④ 実雇用率 $C \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の 障害者	C. 計 $A \times 2 + B$			
	企業	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	20,266 (20,117)	6,139,600 (6,078,155)	28,475 (27,768)	46,359 (45,445)	103,309 (100,981)	1.68 (1.66)	10,738 (10,626)	53.0 (52.8)
食料品・たばこ	2,991 (2,986)	729,008 (725,351)	2,983 (2,950)	7,506 (7,401)	13,472 (13,301)	1.85 (1.83)	1,775 (1,773)	59.3 (59.4)
繊維・衣服	1,095 (1,158)	194,936 (203,496)	918 (930)	1,848 (1,960)	3,684 (3,820)	1.89 (1.88)	677 (701)	61.8 (60.5)
木材・家具	466 (479)	78,561 (77,816)	377 (385)	858 (870)	1,612 (1,640)	2.05 (2.11)	298 (309)	63.9 (64.5)
パルプ・紙・印刷	1,744 (1,735)	343,138 (347,756)	1,495 (1,558)	2,659 (2,633)	5,649 (5,749)	1.65 (1.65)	905 (897)	51.9 (51.7)
化学工業	2,015 (2,003)	741,562 (717,006)	3,013 (2,804)	5,337 (5,091)	11,363 (10,699)	1.53 (1.49)	898 (889)	44.6 (44.4)
窯業・土石	659 (664)	148,304 (147,232)	539 (544)	1,230 (1,221)	2,308 (2,309)	1.56 (1.57)	356 (341)	54.0 (51.4)
鉄鋼	375 (369)	140,228 (142,972)	583 (553)	1,114 (1,070)	2,280 (2,176)	1.63 (1.52)	214 (207)	57.1 (56.1)
非鉄金属	348 (335)	110,251 (110,509)	438 (434)	823 (781)	1,699 (1,649)	1.54 (1.49)	192 (185)	55.2 (55.2)
金属製品	1,596 (1,620)	273,144 (275,790)	1,223 (1,225)	2,472 (2,471)	4,918 (4,921)	1.80 (1.78)	914 (934)	57.3 (57.7)
電気機械	2,413 (2,464)	1,152,446 (1,157,427)	6,534 (6,403)	7,044 (6,979)	20,112 (19,785)	1.75 (1.71)	1,245 (1,279)	51.6 (51.9)
その他機械	4,785 (4,646)	1,722,962 (1,691,365)	8,051 (7,814)	11,746 (11,547)	27,848 (27,175)	1.62 (1.61)	2,382 (2,326)	49.8 (50.1)
その他	1,779 (1,658)	505,060 (481,435)	2,321 (2,168)	3,722 (3,421)	8,364 (7,757)	1.66 (1.61)	882 (785)	49.6 (47.3)

注 I (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況 (障害種別)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
		A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者(1 週間の所定労働 時間が30時間以 上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B
	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	103,309 (100,981)	25,539 (24,927)	36,714 (36,308)	87,792 (86,162)	2,936 (2,841)	9,645 (9,137)	15,517 (14,819)
食料品・たばこ	13,472 (13,301)	2,041 (2,049)	4,213 (4,264)	8,295 (8,362)	942 (901)	3,293 (3,137)	5,177 (4,939)
繊維・衣服	3,684 (3,820)	793 (776)	1,332 (1,408)	2,918 (2,960)	125 (154)	516 (552)	766 (860)
木材・家具	1,612 (1,640)	341 (342)	611 (623)	1,293 (1,307)	36 (43)	247 (247)	319 (333)
パルプ・紙・印刷	5,649 (5,749)	1,399 (1,460)	2,154 (2,149)	4,952 (5,069)	96 (98)	505 (484)	697 (680)
化学工業	11,363 (10,699)	2,746 (2,540)	4,568 (4,362)	10,060 (9,442)	267 (264)	769 (729)	1,303 (1,257)
窯業・土石	2,308 (2,309)	472 (473)	980 (986)	1,924 (1,932)	67 (71)	250 (235)	384 (377)
鉄鋼	2,280 (2,176)	562 (532)	1,064 (1,033)	2,188 (2,097)	21 (21)	50 (37)	92 (79)
非鉄金属	1,699 (1,649)	409 (407)	720 (704)	1,538 (1,518)	29 (27)	103 (77)	161 (131)
金属製品	4,918 (4,921)	964 (985)	1,844 (1,888)	3,772 (3,858)	259 (240)	628 (583)	1,146 (1,063)
電気機械	20,112 (19,785)	6,155 (6,031)	6,074 (6,050)	18,384 (18,112)	379 (372)	970 (929)	1,728 (1,673)
その他機械	27,848 (27,175)	7,595 (7,379)	10,077 (9,968)	25,267 (24,726)	456 (435)	1,669 (1,579)	2,581 (2,449)
その他	8,364 (7,757)	2,062 (1,953)	3,077 (2,873)	7,201 (6,779)	259 (215)	645 (548)	1,163 (978)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 一般の民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 54 年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4

注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
 平成5年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

2 () 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		1人	2人	3人	4人	5-9人	10-19人	20-49人	50人以上	
規模計	37,872 (100.0%)	22,013 (58.1%)	7,478 (19.7%)	3,745 (9.9%)	2,020 (5.3%)	1,878 (5.0%)	528 (1.4%)	184 (0.5%)	26 (0.1%)	24,664 (65.1%)
56-99人	13,526 (100.0%)	13,526 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13,526 (100.0%)
100-299人	16,876 (100.0%)	7,284 (43.2%)	6,138 (36.4%)	2,418 (14.3%)	913 (5.4%)	123 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10,797 (64.0%)
300-499人	3,311 (100.0%)	687 (20.7%)	783 (23.6%)	750 (22.7%)	579 (17.5%)	512 (15.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	288 (8.7%)
500-999人	2,417 (100.0%)	398 (16.5%)	425 (17.6%)	444 (18.4%)	364 (15.1%)	674 (27.9%)	112 (4.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	45 (1.9%)
1,000人以上	1,742 (100.0%)	118 (6.8%)	132 (7.6%)	133 (7.6%)	164 (9.4%)	569 (32.7%)	416 (23.9%)	184 (10.6%)	26 (1.5%)	8 (0.5%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)
全国	1.49	0.03	42.1	0.4
北海道	1.63	0.02	46.1	△0.2
青森	1.54	0.02	41.8	1.5
岩手	1.69	0.07	46.5	1.1
宮城	1.51	0.07	42.2	1.7
秋田	1.47	0.00	46.7	0.0
山形	1.43	0.05	48.4	0.8
福島	1.47	△0.01	42.9	1.2
茨城	1.41	0.05	44.2	3.3
栃木	1.44	0.01	47.8	2.6
群馬	1.49	0.03	49.1	2.3
埼玉	1.41	0.02	39.3	△0.1
千葉	1.43	0.01	43.5	0.0
東京	1.40	0.05	27.8	0.7
神奈川	1.37	0.01	39.6	△0.6
新潟	1.40	0.00	41.4	0.6
富山	1.52	0.02	53.9	0.6
石川	1.61	△0.03	52.8	△0.1
福井	1.83	0.03	51.1	0.6
山梨	1.50	0.03	49.9	△1.3
長野	1.62	0.01	51.6	1.0
岐阜	1.51	0.03	48.8	0.3
静岡	1.52	0.05	46.6	2.0
愛知	1.43	△0.02	40.0	△0.1
三重	1.43	△0.03	45.7	△0.2
滋賀	1.67	△0.01	54.5	△0.2
京都	1.63	0.00	44.6	△0.7
大阪	1.51	0.02	39.5	△1.3
兵庫	1.68	0.02	53.0	1.2
奈良	1.79	0.03	53.9	1.8
和歌山	2.01	0.07	51.7	△2.0
鳥取	1.71	0.01	54.8	1.3
島根	1.66	△0.04	54.9	△1.8
岡山	1.68	0.05	52.2	2.6
広島	1.52	0.02	42.0	△0.3
山口	2.08	△0.03	50.5	△0.7
徳島	1.41	△0.02	44.5	0.7
香川	1.58	0.04	54.8	0.6
愛媛	1.52	0.00	48.6	△1.0
高知	1.58	0.03	51.3	1.6
福岡	1.54	0.00	45.1	0.6
佐賀	1.84	0.11	55.2	0.4
長崎	1.88	0.08	53.5	1.0
熊本	1.82	0.02	53.6	1.9
大分	2.07	0.04	55.6	1.1
宮崎	1.89	0.03	54.8	1.0
鹿児島	1.82	0.01	55.2	1.5
沖縄	1.56	0.03	45.0	1.7

(7) 特例子会社の状況

① 概況

① 特例子会社数	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数		
		A. 重度障害 者(1週間の 所定労働時間 が30時間以 上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B
社	人	人	人	人
174	7,784	2,985	1,868	7,838
(153)	(6,952)	(2,675)	(1,511)	(6,861)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
	A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B
人	人	人	人	人	人	人
7,838	2,329	971	5,629	656	897	2,209
(6,861)	(2,126)	(826)	(5,078)	(549)	(685)	(1,783)

注 1(1)②の表と同じ

(参考)平成17年11月末現在の状況

- 特例子会社数 180社
- グループ適用を受けているグループ数 55グループ

◎ 特例子会社制度とは

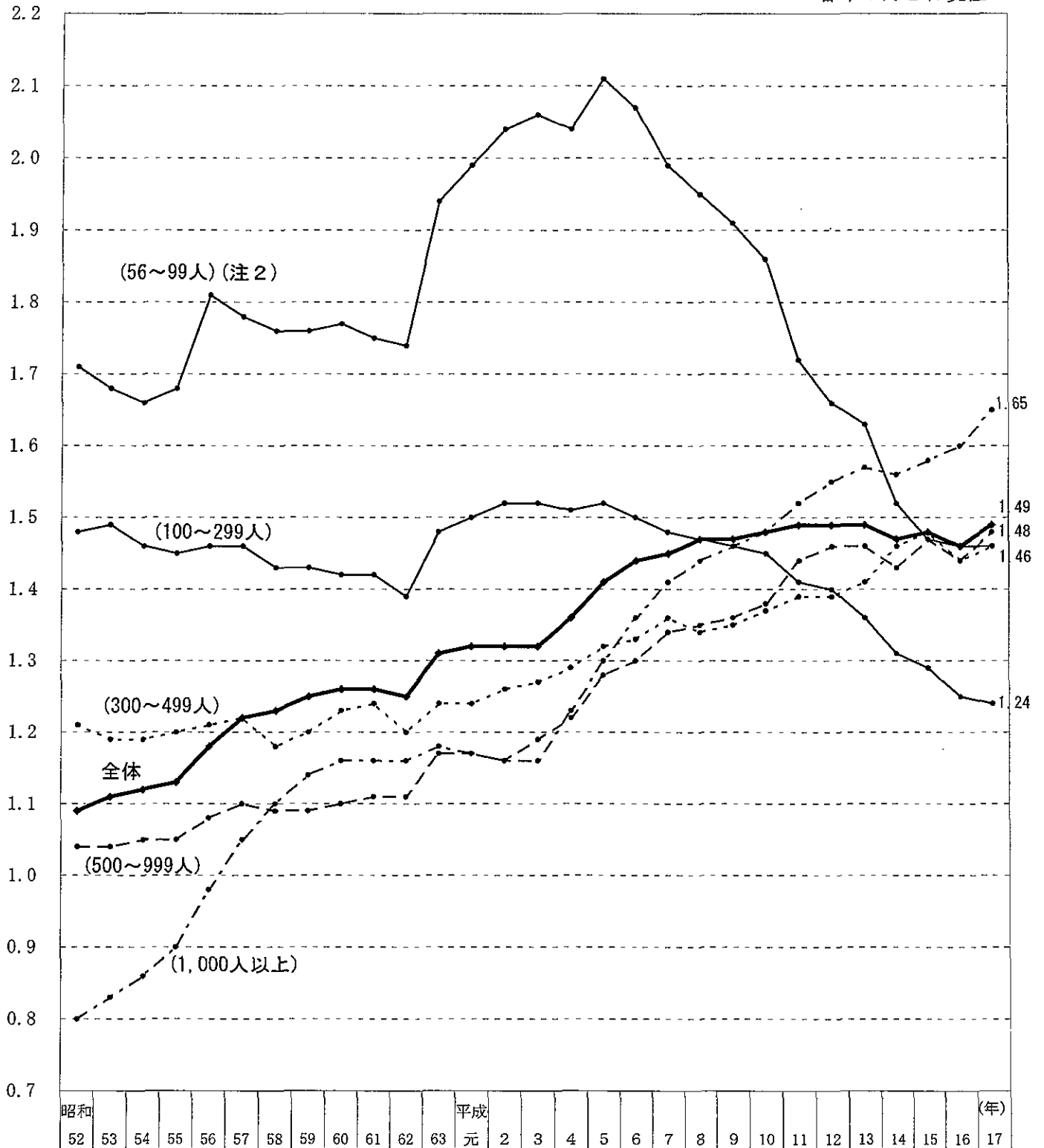
特例子会社制度とは、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されている者とみなす制度である。
 特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループでの雇用率算定を可能としている。
 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

2 一般の民間企業における実雇用率等の推移（グラフ）

(1) 企業規模別実雇用率

(%)

各年6月1日現在



注 1 障害者数とは、次に掲げる者の合計。

～昭和62年
昭和63年～平成4年
平成5年～

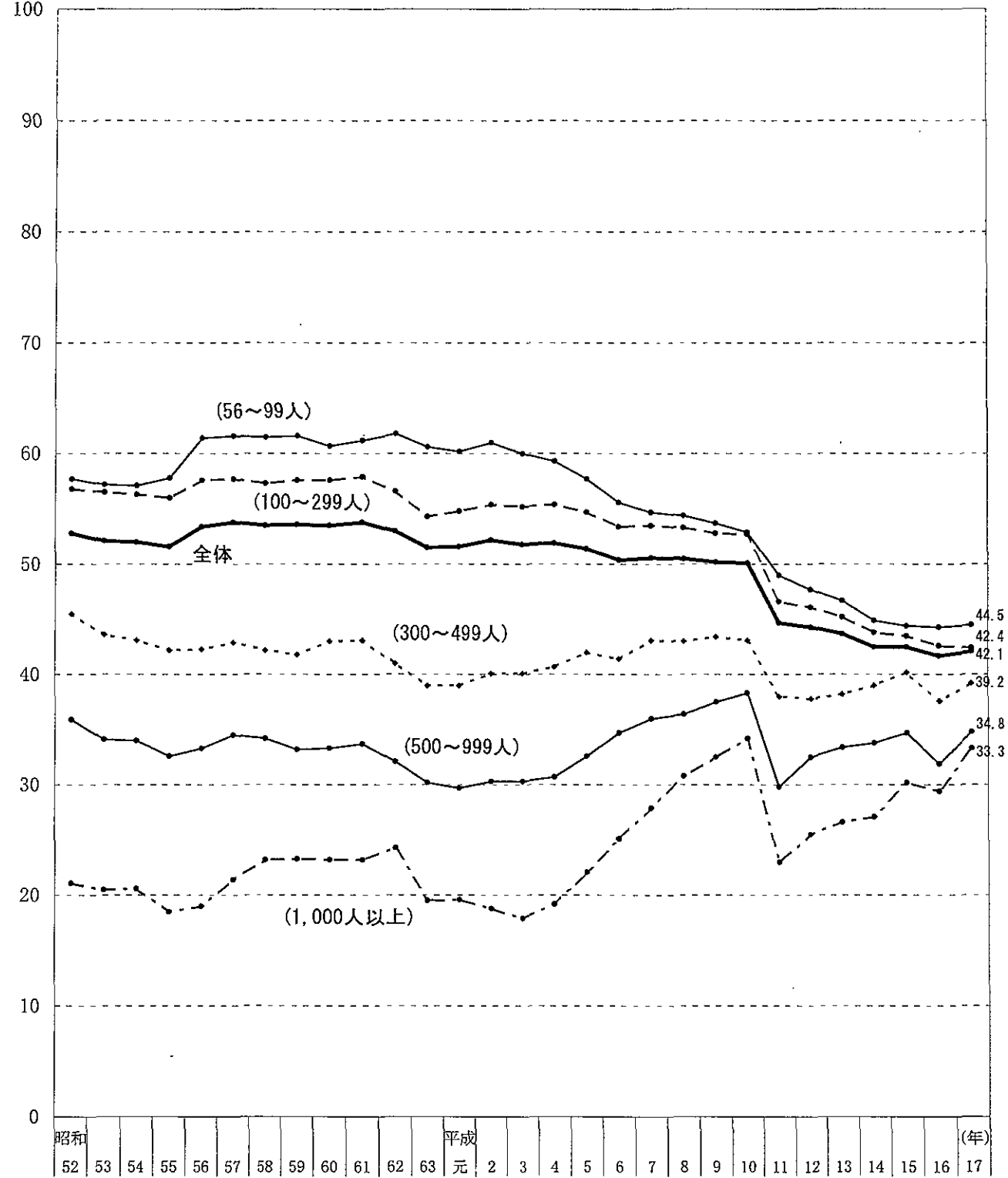
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

2 昭和62年までは「67～99人」、昭和63年から平成10年までは「63～99人」。

(2) 企業規模別達成企業割合

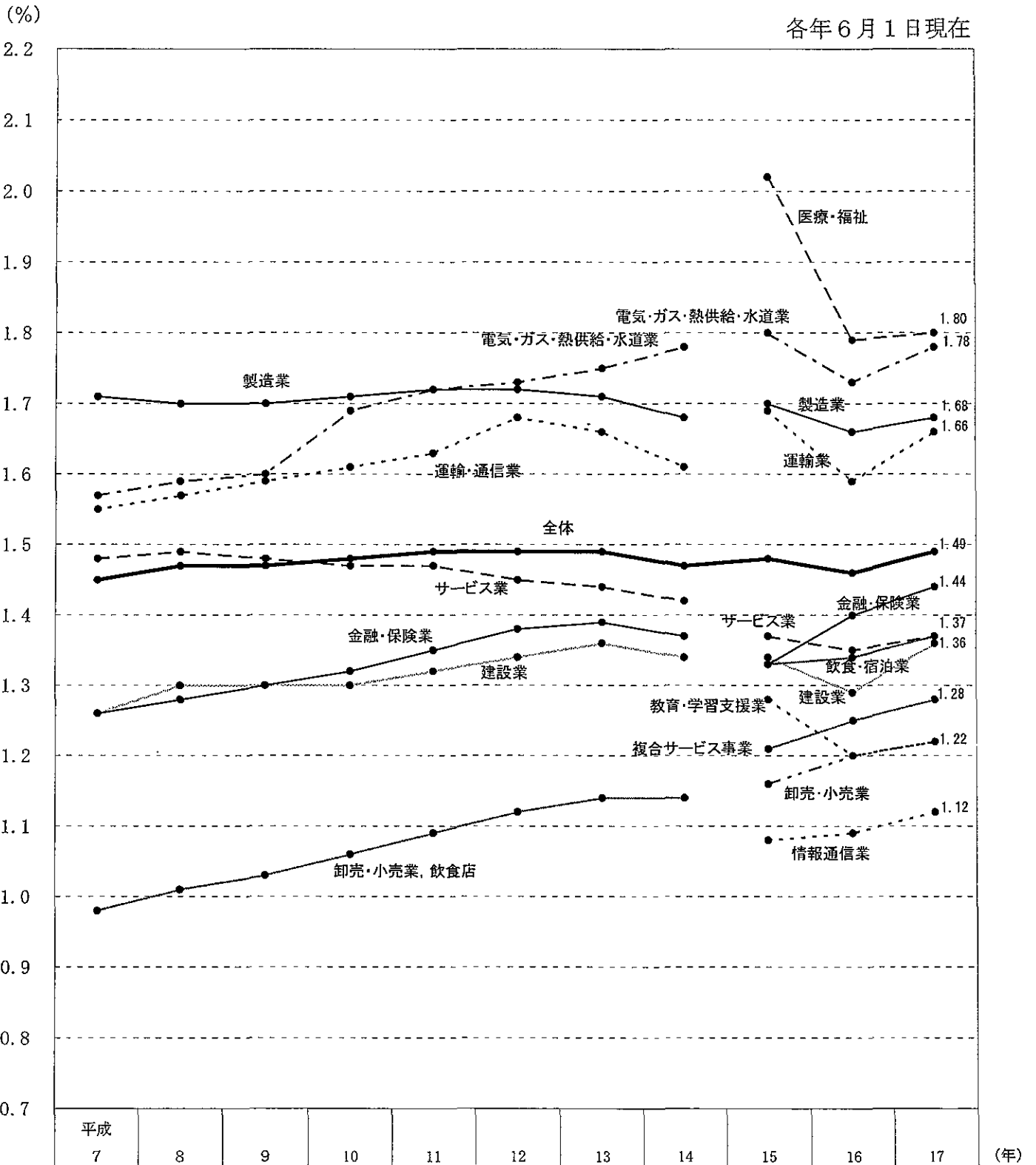
(%)

各年6月1日現在



注 2 (1) の図と同じ

(3) 産業別実雇用率

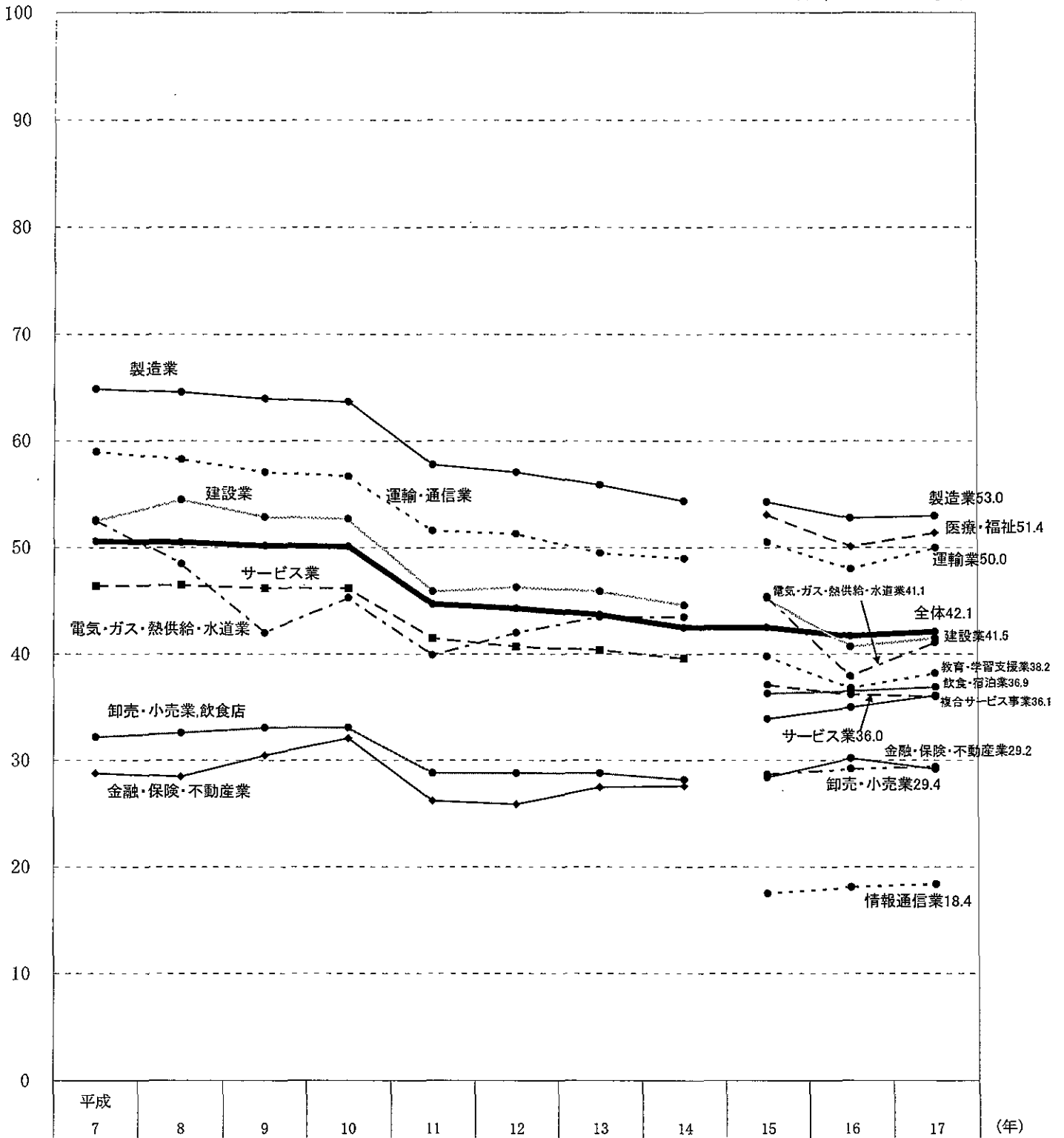


- 注 1 障害者数とは、次に掲げる者の合計。
 ~昭和62年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 昭和63年~平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
 平成5年~ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 2 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
 3 平成15年より産業分類が変更になっている。

(4) 産業別達成企業割合

(%)

各年6月1日現在



注 2 (3) の図と同じ、産業名の後の数字は17年の数値

3 国・地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B			
計	機関 43 (43)	人 303,432 (303,269)	人 843 (861)	人 4,810 (4,811)	人 6,496 (6,533)	% 2.14 (2.15)	機関 37 (37)	% 86.0 (86.0)
行政機関	機関 34 (34)	人 276,352 (276,040)	人 783 (803)	人 4,325 (4,313)	人 5,891 (5,919)	% 2.13 (2.14)	機関 28 (28)	% 82.4 (82.4)
立法機関	5 (5)	3,351 (3,414)	6 (5)	61 (66)	73 (76)	2.18 (2.23)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	23,729 (23,815)	54 (53)	424 (432)	532 (538)	2.24 (2.26)	4 (4)	100.0 (100.0)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、C欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 4 法定雇用率達成とは、不足数(②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から③欄の障害者の数を減じて得た数)が0となることをいう。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 5 ()内は平成16年6月1日現在の数値である。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B
計	人 6,496 (6,533)	人 842 (860)	人 4,808 (4,810)	人 6,492 (6,530)	人 1 (1)	人 2 (1)	人 4 (3)
行政機関	人 5,891 (5,919)	人 782 (802)	人 4,323 (4,312)	人 5,887 (5,916)	人 1 (1)	人 2 (1)	人 4 (3)
立法機関	73 (76)	6 (5)	61 (66)	73 (76)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
司法機関	532 (538)	54 (53)	424 (432)	532 (538)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注 1(1)②の表と同じ

(2) 都道府県の機関

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度障害 者(1週間の 所定労働時 間が30時間 以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B			
計	機関 156 (157)	人 355,482 (363,070)	人 2,035 (1,996)	人 4,248 (4,294)	人 8,318 (8,286)	% 2.34 (2.28)	機関 136 (129)	% 87.2 (82.2)
都道府県 知事部局	機関 47 (47)	人 296,240 (306,784)	人 1,724 (1,708)	人 3,549 (3,601)	人 6,997 (7,017)	% 2.36 (2.29)	機関 45 (39)	% 95.7 (83.0)
その他の 都道府県機関	109 (110)	59,242 (56,286)	311 (288)	699 (693)	1,321 (1,269)	2.23 (2.25)	91 (90)	83.5 (81.8)

注 3(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
		A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B
計	人 8,318 (8,286)	人 2,035 (1,996)	人 4,240 (4,284)	人 8,310 (8,276)	人 0 (0)	人 8 (10)	人 8 (10)
都道府県 知事部局	人 6,997 (7,017)	人 1,724 (1,708)	人 3,541 (3,592)	人 6,989 (7,008)	人 0 (0)	人 8 (9)	人 8 (9)
その他の 都道府県機関	1,321 (1,269)	311 (288)	699 (692)	1,321 (1,268)	0 (0)	0 (1)	0 (1)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B			
市町村の機関	機関 3,771 (3,813)	人 986,517 (993,557)	人 5,495 (5,454)	人 10,829 (10,965)	人 21,819 (21,873)	% 2.21 (2.20)	機関 2,902 (2,928)	% 77.0 (76.8)

注 3(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B
市町村の機関	人 21,819 (21,873)	人 5,475 (5,436)	人 10,678 (10,824)	人 21,628 (21,696)	人 20 (18)	人 151 (141)	人 191 (177)

注 1(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B			
計	機関 134 (134)	人 670,333 (673,511)	人 2,524 (2,413)	人 4,269 (4,130)	人 9,317 (8,956)	% 1.39 (1.33)	機関 65 (66)	% 48.5 (49.3)
都道府県教育委員会	機関 47 (47)	人 577,699 (584,682)	人 2,101 (1,996)	人 3,472 (3,396)	人 7,674 (7,388)	% 1.33 (1.26)	機関 1 (1)	% 2.1 (2.1)
市町村教育委員会	87 (87)	92,634 (88,829)	423 (417)	797 (734)	1,643 (1,568)	1.77 (1.77)	64 (65)	73.6 (74.7)

注 3(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B
計	人 9,317 (8,956)	人 2,524 (2,413)	人 4,262 (4,118)	人 9,310 (8,944)	人 0 (0)	人 7 (12)	人 7 (12)
都道府県教育委員会	人 7,674 (7,388)	人 2,101 (1,996)	人 3,467 (3,387)	人 7,669 (7,379)	人 0 (0)	人 5 (9)	人 5 (9)
市町村教育委員会	人 1,643 (1,568)	人 423 (417)	人 795 (731)	人 1,641 (1,565)	人 0 (0)	人 2 (3)	人 2 (3)

注 1(1)②の表と同じ

(5) 国の各機関の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	303,432	6,496	2.14	36	
行政機関合計	276,352	5,891	2.13	36	
内閣官房	629	14	2.23	0	
内閣府	2,393	51	2.13	0	
内閣法制局	74	2	2.70	0	
金融庁	1,236	4	0.32	21	
宮内庁	801	22	2.75	0	
警察庁	1,676	27	1.61	8	
防衛庁	17,160	364	2.12	0	
防衛施設庁	2,793	59	2.11	0	
総務省	5,091	109	2.14	0	特例承認あり(注4①)
公正取引委員会	674	12	1.78	2	注6
消防庁	130	1	0.77	1	特例承認あり(注4①)
法務省	31,057	655	2.11	0	
公安調査庁	1,480	33	2.23	0	
外務省	5,434	119	2.19	0	
財務省	10,938	238	2.18	0	
国税庁	54,882	1,197	2.18	0	
文部科学省	2,179	48	2.20	0	特例承認あり(注4②)
厚生労働省	37,657	797	2.12	0	
社会保険庁	17,302	367	2.12	0	
農林水産省	23,168	489	2.11	0	
水産庁	503	12	2.39	0	
林野庁	4,952	105	2.12	0	
経済産業省	4,352	97	2.23	0	特例承認あり(注4③)
中小企業庁	198	5	2.53	0	特例承認あり(注4③)
特許庁	2,623	57	2.17	0	
資源エネルギー庁	455	8	1.76	1	特例承認あり(注4③)
原子力安全・保安院	593	13	2.19	0	特例承認あり(注4③)
国土交通省	37,890	815	2.15	0	
海上保安庁	96	3	3.13	0	
海難審判庁	232	7	3.02	0	
気象庁	4,616	93	2.01	3	注5
環境省	1,113	24	2.16	0	
人事院	680	15	2.21	0	
会計検査院	1,295	29	2.24	0	
立法機関合計	3,351	73	2.18	0	
衆議院事務局	1,266	28	2.21	0	
衆議院法制局	79	1	1.27	0	
参議院事務局	996	21	2.11	0	
参議院法制局	70	2	2.86	0	
国立国会図書館	940	21	2.23	0	
司法機関合計	23,729	532	2.24	0	
最高裁判所	1,028	22	2.14	0	
高等裁判所	1,750	39	2.23	0	
地方裁判所	16,176	364	2.25	0	
家庭裁判所	4,775	107	2.24	0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数及び知的障害者数の計であり、重度障害者(短時間勤務職員以外の身体障害者及び知的障害者)については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。
- ① 総務省は、本年12月2日付けで消防庁と特例承認を受けた。この結果、障害者の数は110人、実雇用率2.11%、不足数0人となった。
- ② 文部科学省は、平成16年3月に文化庁と特例承認を受けている。
- ③ 経済産業省は、本年12月9日付けで中小企業庁、資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院と特例承認を受けた。この結果、障害者の数は123人、実雇用率2.20%、不足数0人となった。
- 5 気象庁においては、本年6月以降障害者の採用が行われ、7月1日現在において、障害者の数は96人、実雇用率2.08%、不足数0人となっている。
- 6 公正取引委員会においては、本年12月28日付けで障害者の採用を予定しており、その結果、障害者の数は13人、実雇用率2.35%、不足数0人となる予定である。